

令和2年度 第1回差別事象検討小委員会

日 時 令和2年8月6日(木) 午後1時00分～2時00分
場 所 鳥取県庁 本庁舎1階 講堂

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

- (1) 会議の公開、非公開について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見への対応について
- (3) 市町村等から報告のあった差別事象について

4 その他の議題

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】

任期：平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

氏名	所属・活動等	出欠
あらます まさのぶ 荒益 正信	鳥取県人権教育アドバイザー	○
そる 薜 まるちや 末子	元鳥取県立図書館環日本海交流室長	×
なかい ひろし 中井 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	○
なかお みちよ 中尾 美千代	部落解放同盟県連 前執行委員	○
よしおか のぶゆき 吉岡 伸幸	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士	○

5名：(50音順)

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
安本 俊夫	人権局 局長	
谷口 明美	人権局 人権・同和対策課長	
長池 真由美	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
古川 麻祐子	人権局 人権・同和対策課 同和対策担当 係長	

【差別事象検討小委員会の概要】

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、平成 23 年 12 月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として差別事象検討小委員会を設置している。

- 目的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- 位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会と位置づける。
- 委員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26 名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- その他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下の平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者的人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。
- 3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。

- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聞くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。～〔次のように〕略～

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成 8 年 7 月 26 日
鳥取県規則第 56 号

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則をここに公布する。

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成 8 年鳥取県条例第 15 号)第 8 条第 5 項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第 4 条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前 2 条の規定は、小委員会に準用する。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○鳥取県情報公開条例(抄)

第4章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。

ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を開くことにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成 12 年 3 月 31 日
鳥取県告示第 218 号

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「公開条例」という。)第 37 条第 2 項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって 4 により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第 9 条第 2 項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が 3 の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に 3 の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるとときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3 の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該 3 の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以 下 略 ～

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知
平成25年3月23日改正
未来づくり推進局長通知
平成25年11月18日改正
未来づくり推進局長通知

1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、(1)以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。

(3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわれることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

(1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。

(2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。

(3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。

(4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。

ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。

　　なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。

イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。

ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。

エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。

オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以 下 略 ～

新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見の状況把握

(2020年5月23日 部落解放・人権研究所主催 新型コロナ差別を考えるシンポジウム)
反差別・人権研究所みえ 松村元樹 氏「感染症に関する直接・関連差別」講演資料より

直接・関連差別の対象者

- ① 感染者
(回復者を含む)
- ② 感染者の家族等
- ③ 医療従事者
- ④ 運送業者
- ⑤ 濃厚接触者や
疑いをかけられた人、
他都道府県出身者や
みなされた人
- ⑥ 感染者がいた
職場や学校等
- ⑦ 帰国者
- ⑧ 中国や海外に
ルーツがある人

※上記は主な分類であり、この他にも被害を受けている又は受ける可能性はある



上記の対象者に係る差別や偏見の状況を以下の方法で把握

- ① インターネットサーベイランス
- ② 県民の声及び新型コロナ総合相談窓口
- ③ 人権相談窓口
- ④ 新聞記事

新型コロナウイルス感染症に関する差別事象等の発生状況(2020.8.5現在)

時期	事態の推移	県内における患者発生状況	県内の動き	
			差別事象等の発生 (下線:ネット書込)	県民の声
4月	4/7 緊急事態宣言(7府県) 4/10 県内初の患者発生 4/16 緊急事態宣言(全国)	4/10 ① 4/18 ②③	虚偽情報(患者以外) 虚偽情報(②関係)	(未発生時点) 「感染者が発生した時の差別が心配」 「姫路ナンバーお断りの店があった」 「県外者の来県を抑止してほしい。」 (4月:109件)
	5/14 緊急事態宣言解除 (鳥取県等39県) 5/21 緊急事態宣言解除 (関西3府県) 5/25 緊急事態宣言解除 (全国)		姫路ナンバー車に対し①スプレーで「はよ帰れ」と落書きされる、②「自肃しろ」との紙を貼られる、③煽り運転をされる (4月~5月)	(県内在住で県外ナンバー車の方2名より) ①「ステッカーの配布を望む」②「ステッカーより啓発を」 「県外者の来県を抑止してほしい」(5月:9件)
6月			姫路ナンバー車がナンバープレートを折り曲げられる(6月下旬)	「県外者の来県を抑止してほしい」(6月:1件)
7月	県版新型コロナ警報 (東部 7/29~8/16) (全県 7/30~8/16) ※重点地域:東部、中部	7/2 ④ 7/12 ⑤ 7/25 ⑥ 7/28 ⑦⑧ 7/29 ⑨⑩ 7/30 ⑪ 7/31 ⑫~⑯	氏名等個人情報掲示、虚偽情報、誹謗中傷等(④関係)(多数) 虚偽情報(⑥関係) 誹謗中傷、個人氏名の書き込み期待の煽り(⑦⑧関係)	県外ナンバー車への嫌がらせについて、「取り締まり」「啓発」「県外者への歓迎メッセージ」等の対策をしてほしい」(4名(うち2名は県外の方)) 「県外車を県内に入れないでほしい」(7月:1件)
8月		8/1 ⑯ 8/2 ⑰⑱ 8/4 ⑲	虚偽情報(⑫関係)	

インターネットサーベイランスの結果

日	媒体	内容	事実確認
4月10日（金）	ツイッターへの投稿	姫路の人で北イオングループで働いている人がコロナで中央病院に隔離中。姫路県人だけ生活圏は鳥取市中央病院の薬剤師さんからの情報だから確かな情報だと思われる。	確認した結果、そのような事実はありません。
4月21日（火）	コミュニティサイト	2例目の米子市の感染者情報について、特定企業名の社員であると名指しで掲示されている。	（当該特定企業の関係者という）そのような事実はありません。正確な情報などに基づき冷静に行動し、デマ情報、不確かな情報に惑わされることのないようにお願いします。
7月7日（火）	コミュニティサイト	県内4例目となる鳥取市の感染者について、同サイト内でデマや誹謗・中傷が掲示されている。	正確な情報などに基づき冷静に行動し、デマ情報、不確かな情報に惑わされることのないようにお願いします。 また、感染者御本人及びその御家族を傷つけるような誹謗、中傷は決して許されるものではなく、日本国憲法で保障される基本的人権を侵害する行為です。
7月29日（水）～30日（木）	コミュニティサイト	県内6例目の感染者について、特定企業名の社員であると掲示されている。	そのような事実はありません。正確な情報に基づき冷静に行動し、デマ情報、不確かな情報に惑わされることのないようにお願いします。
7月29日（水）	コミュニティサイト及びツイッター	県内7、8例目の感染者について、不確かな情報に基づく誹謗・中傷が投稿されている。	誤った情報により感染者を傷つけるような誹謗、中傷は決して許されるものではありません。日本国憲法で保障される基本的人権を侵害する行為です。 県民の皆様には、正確な情報に基づき冷静に行動し、デマ情報、不確かな情報に惑わされることのないようにお願いします。
8月3日（月）	—	県内12例目の感染者に関する情報として、倉吉市内のショッピングセンター「パープルタウン」で感染者が出た等の情報が広まっている。	（パープルタウンで感染者が出たという）そのような事実はありません。正確な情報などに基づき冷静に行動し、デマ情報、不確かな情報に惑わされることのないようにお願いします。

コロナ関係不適切な書き込み（爆サイ 抜粹）

＜本人（家族）を特定し、書き込みを助長＞

- 人騒がせなエロ保育士は何処に住んでいる？
- 住んでるのは□地区。子供が通っているのは□□□中。一時滞在していた実家は□町□□。
リスク回避のために、市長はこれくらいは早く公開すべき。
あと、保育士の幼児虐待問題はスレチになるの？
- コロナ四っちゃんの子供達、休学、休園中だってよ。嫁も休職中みたい。
- 嫁、子供も同罪
- 嫁以外の女で濃厚接触者がいるの
- □□行ってたみたいだなー60代の人
- どこの誰どこに住んでる会社どこ
- 8号が誰なのか、鳥取県庁のHPの情報を繋ぎ合わせると特定出来るわwww

＜誹謗中傷（攻撃的な書き込み）＞

- 生きているのすごく辛そう。自業自得な人生だね。楽になれ。楽になれ。楽になれ。
樂になれ。樂になれ。樂になれ。樂になれ。樂になれ。樂になれ。樂に。
- おやすみ□□。ちゃんと寝る前に青酸カリ飲んだか？
- あの親にしてこの子あり。□□町の人が言ってたけど、お前だけでなく家族、血筋、DNA、まるごとDQNなの？
- まさかお前みんなに勝ってるつもりでいるの？
退院したら□□□□□□から妻・子供はいなくなってるんだよ。
□□□□□□に住む両親は首吊ってるんだよ。悪魔を産み落としてしまった責任を取って。
イキがっていられるのも今のうち。退院して一步外に足を踏み出してからどんな世界が待っているか想像しろ。想像して想像してひたすら興奮していたらしいよ。
俺もお前の顔を見るのを楽しみにしてる。一日でも早く会いたい。
- 死ねは確かに言い過ぎかな でも死ねしかないよな 死ね死ね死ね死ね死ね！
- いずれにしてもこの状況で都内に行くのは軽率極まりない馬鹿。これだけリモートなど推奨しているのに会社もアホ。

＜誹謗中傷（悪意のある書き込み）＞

- 顔が割れちゃっているのが今後生きてく上で厄介。
このスレで大暴れするからみんな興味本位でブログ読みあさって顔を完全にインプット済なのよ。
町を歩けば人は逃げる。店に入れば客は皆店を出て、店員に出禁を告げられる。
どの保育園に言ってもクラスを外れると保護者からクレームが来る。車に乗ったら「あら、また島根で女でも拾うのかしら」と罵られる。これがお前の未来。自分が撒いた種。
失言の代償。
- 性欲強そうな顔してるもんねあの人 東京で風俗にも行ってたりして
- 濃厚接触者のはずの妻子が陰性と聞いて笑いが止まらなかつた 子供とスキンシップもなく妻とはキスもせず 東京まで行って風俗に移されたと聞いて納得できた？
- 9日の時点で東京に行き1泊してもし夜の街でも行ってりや、そりや好き好んで感染しに行ったと思われても仕方がねーべ！

コロナ関連の差別事象等に関連した主な県民の声

令和2年8月4日現在

受付日	項目	意見の概要
4/10	差別事象の発生等	感染者が出た時の感染者への差別が心配です。感染者が出た時の感染者への差別が心配です。
4/23	〃	県と市から言われて、姫路ナンバーは断っていると言われた。他の店にも姫路ナンバーお断りと書いてあった。
5/1	〃	県外車がスプレーで落書きされると聞きました。再発防止に努めてください。
5/8	〃	鳥取に住んでいますが、県外ナンバーのため、外出時に恐怖を感じます。ステッカーの配布等、対応をお願いします。
5/29	啓発の要請等	県外ナンバー車への差別や嫌がらせをしないよう、県から啓発をお願いしたいです。
7/20	〃	県内で相次ぎ被害があると聞きました。県は呼びかけや厳重な取締りの実施と、被害者へのメッセージを送るべきではないでしょうか。
7/21	〃	民放テレビ放送を見たが、嫌がらせについて上手く対策してほしい。
7/22	〃	県外車への嫌がらせ行為のニュースなどを見たが、旅行を決断した。県民が心無い嫌がらせ行為をしないようお声がけください。
7/27	〃	県外ナンバーへの嫌がらせについてニュース報道を見たが、県としてどういった対策を行うのか。
7/30	SNS等における 誹謗中傷	あたかも個人を特定させようとするかのような報道に疑問を持つ。
7/31	〃	職場までは公開しないほうが良いのではないか。SNS等において個人の特定が起きています。
8/4	〃	関係の無い店の名前が一人歩きし、デマや誹謗中傷の風評被害があり、我慢の限界です。立ち寄り店名を公表してください。
8/4	〃	差別がおこらないよう、公開する情報について考えてください。

コロナウイルス感染症に関する人権相談の概要（令和2年3月1日以降）

人権局人権・同和対策課

	分 野	相談方法 日 付	内 容	対応状況
1	その他	電話 4月15日	<p>県外在住者から、鳥取県内の病院を受診予定だったが、当日の朝、病院から「感染地域からの受診はご遠慮願います。」との電話があった。</p> <p>院内感染を防ぐ目的なのは理解できるが、「感染地域」の表現はおかしい。鳥取にも感染者がいるのに。鳥取県内の医療関係者への指導を求める。</p>	<p>同日医療政策課へ対応を依頼</p> <p>(4月16日(木) 医療政策課から以下のとおり回答。</p> <p>①差別的な取り扱いはできない旨の厚生労働省医政局長名文書が発出(令和元年12月25日付け) ②当該案件は言葉尻の問題はあったかもしれないが、取り扱いそのものに問題はない。③病院名等の詳細な情報がわかられば対応する。)</p>
2	その他	電話 5月11日	<p>近年、ボランティアで高齢者のお世話をしている。医療機関や介護施設などに出向いてお世話をすることもあり、介護用品の調達の所用で東京に出かけることもある。</p> <p>ある県内の福祉施設の理事長から「東京に行っていたとは何事か！もうこの施設には来るな！」と言われた。感染防止には十分に気を使ってきたのに何故そんなことを言われなければいけないのか。</p>	傾聴及び助言
3	労働者	電話 6月1日	<p>介護保険施設に勤務している。息子が京都の大学に入学したが、コロナ問題でアパートの整理もしないまま鳥取へ帰ってオンライン授業を受けていた。緊急事態宣言が解除され大学で授業が始まるとのことでの、上司に説明の上で5月27日から3日間休暇を取り、改めてアパートの整理等を行った。</p> <p>3密に十分留意し、消毒液も持っていく感染防止に努め、熱も出ていないが、職場に出て上司に状況報告すると、休暇中の行動内容について非難され2週間の自宅待機を命じられるとともに、自宅待機期間中の代替介護士雇用経費についての不満も口にされ、パワーハラスメントではないかと感じた。</p>	<p>傾聴及び助言</p> <p>※途中で電話が切れた</p>

	分 野	相談方法 日 付	内 容	対応状況
4	労働者 子ども	電話 7月7日	<p>保育園職員をしている。県内4人目のコロナ感染者の方の絵本の読み聞かせイベントに子ども（勤務先の保育園に在園）と一緒に参加した。</p> <p>① 7月3日（金）：保健所から「イベント参加者は問題ない。」と伺った。</p> <p>② 7月4日（土）：保健所から「濃厚接触者の対象になるのでPCR検査を受けてほしい。」と言われ、親子ともに陰性であったが、「一週間は親子とも保育園に行かないで自宅待機をして様子を見てほしい。」と言われた。</p> <p>③ 7月4日（土）：保育園長に状況を伝えたところ、園長は「早速保護者・職員に伝えたい。」と言われた。</p> <p>④ 7月6日（月）：保健所から「濃厚接触者と捉えるかどうか検討中で自宅待機について決まり次第連絡する。」と連絡あり。</p> <p>⑤ 7月7日（火）：保健所から「検討の結果、濃厚接触者とは言えないので明日から勤務されても差し支えない。」との連絡あり。</p> <p>⑥ 保育園長に伝えたところ、「保護者からどこのクラス？名前は？」といった問い合わせが殺到しているとのこと。</p> <p>明日登園するのがとても不安。</p>	傾聴及び助言

2020年4月21日(火) 山陰中央新報

家族まで「ばい菌」扱い

医療従事者が受けた被害事例

本人

- タクシーへの乗車拒否
- 引っ越し業者から作業をキャンセルされた

家族

- 勤務先から出社停止措置
- 介護施設の利用を控えるように言われた

子ども

- 保育園への通園拒否
- 学童保育施設で別室に隔離された
- 学校でいじめに遭った

医療機関

- 「医師が感染した」などのうわさが立ち、一般患者が通院を敬遠している。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最前線の現場に立ち、検査や治療に当たる医療従事者とその家族が差別や偏見にさらされている。タクシーへの乗車拒否や家族の出社、来校拒否。「ばい菌」扱いする言動の広がりに、医療従事者は「差別が人材の流出を招き、医療崩壊が起きかねない」と警鐘を鳴らしている。

「悔しい」。九州の病院に勤務する50代の看護師の女性が唇をかむ。院内で感染者が確認された後、同僚の子どもが保育園の卒園式を欠席するよう暗に迫られたり、家族が勤務先から出社停止を命じられたりする被害が頻発。学童保育施設では、職員の子どもだけが、別室で「隔離」されたことがあるといったといふ。

女性は「(差別は)数え始めればきりがない。感染院内で感染者が確認された後、同僚の子どもが保育園の卒園式を欠席するよう暗に迫られたり、家族が勤務先から出社停止を命じられたりする被害が頻発。学童保育施設では、職員の子どもだけが、別室で「隔離」されたことがある」と嘆く。

同様の被害は各地で相次ぐ。感染者が出た北播磨総合医療センター(兵庫県小野市)では、職員がタクシーの乗車を拒否されたり、引っ越し業者から一方的に作業をキャンセルされたりした。こうした事態に、職員約80人に「感染者との濃厚接触者ではない」とする証明書を発行して対応せざるを得なかつたといふ。

日本医師会によると、感染者を診療したことでの一般患者の足が遠のいて休診に追い込まれた病院もあるという。同会は「医療従事者は地域の皆さんを守るために懸命に努力している」と説明する動画を示

医療者への差別広がる

人材流出、崩壊恐れ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、最前線の現場に立ち、検査や治療に当たる医療従事者とその家族が差別や偏見にさらされている。タクシーへの乗車拒否や家族の出社、来校拒否。「ばい菌」扱いする言動の広がりに、医療従事者は「差別が人材の流出を招き、医療崩壊が起きかねない」と警鐘を鳴らしている。

「悔しい」。九州の病院に勤務する50代の看護師の女性が唇をかむ。院内で感染者が確認された後、同僚の子どもが保育園の卒園式を欠席するよう暗に迫られたり、家族が勤務先から出社停止を命じられたりする被害が頻発。学童保育施設では、職員の子どもだけが、別室で「隔離」されたことがある」と嘆く。

同様の被害は各地で相次ぐ。感染者が出た北播磨総合医療センター(兵庫県小野市)では、職員がタクシーの乗車を拒否されたり、引っ越し業者から一方的に作業をキャンセルされたりした。こうした事態に、職員約80人に「感染者との濃厚接触者ではない」とする証明書を発行して対応せざるを得なかつたといふ。

地域医療に詳しい城西大経営学部の伊関友伸教授は、感染への不安や自粛要請によるストレスで、社会全体が攻撃的になつていると指摘。「医療従事者が士気を下げたり、体調を崩したりして医療機関から人材が離れると、必要な医療が受けられなくなる恐れがある。中傷や差別は巡り巡つて自分の命を脅かす行為になる」と強調している。

地域医療に詳しい城西大経営学部の伊関友伸教授は、感染への不安や自粛要請によるストレスで、社会全体が攻撃的になつていると指摘。「医療従事者が士気を下げたり、体調を崩したりして医療機関から人材が離れると、必要な医療が受けられなくなる恐れがある。中傷や差別は巡り巡つて自分の命を脅かす行為になる」と強調している。

「自粛中に営業」「他県の車ある」

島根、鳥取両県警にマスク販売を巡る口論や「自粛期間中に開店している店がある」など、新型コロナウィルスに関する110番通報が相次いでいることが18日、両県警への取材で分かった。

島根、鳥取両県警によると、島根県内からは「他県のナンバープレートの車がある」、「新型コロナで外出自粛期間なのに営業している店がある。注意してほしい」といった通報があった。鳥取県内では「知人が県外から鳥取県内に泊まりに来る予定だが、来ていいものか」などの質問のほか、マスクや消毒の販売で「在庫の有無を巡って言い合いになつた」という

通報も入ったという。

こうした問い合わせは警察が対応できないケースが多く、鳥取県警の担当者は「適切な関係機関への相談、問い合わせを勧めている」と話している。

一方、両県警によると、4月に受理された間違い電話やいたずら電話などを除く110番の件数は、島根が前年同月比21.0%減の2252件。鳥取が同比21.7%減の2295件だった。両県とも件数の減少は新型コロナの感染拡大に伴う外出自粛の要請が影響したとみられる。

(多賀芳文、岸本久瑠人)

山陰両県 110番通報相次ぐ

■ 感染者探し、まるで犯罪者 ■ 県外ナンバーで嫌がらせ

コロナ人権侵害 烏取でも

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者などに対する人権侵害がみられる行為が鳥取県内でも表面化し、当事者から悲痛な叫びが上がる。県をまたいだ移動の自粛が広がる中、嫌がらせを受けたという他県ナンバーの車に乗る県内在住者もあり、思いやりのある冷静な対応が求められる。(戸田大貴、渡部ちぐみ)

県弁護士会長「悩まず相談を」

陰性結果でも…

市在住の40代男性は、島根県在住を受診。結果は陰性だったが、14日間自宅待機した。

松江市内に通勤する米子市で確認された陽性患者の濃厚接触者としてPCR検査で勤務先が休業。再開するまでの仕事を探す際に

「検査はしたのか」「陰性が証明書を出せ」などと

言わされた。別の仕事を相次いで断られたという。肩身の狭い思いをしただけでも、知人が感染した明確なステッカーなどを発行してほしい」と要望。「思

ト上の『感染者探し』を嘆き、「感染者がまるで罪人扱い。誰もが感染したくて感染したわけではない。明るい『感染者探し』はできない」と心を痛める。感染者や医療従事者に対する誹謗中傷は金属性に問題視され、4月下旬には鳥取県弁護士会が会長声明を発表。野口浩一会長は「どんな差別や偏見、誹謗中傷も当然許されない。一人でも

米子市の70代主婦が駐車中に掲げている「県内在住」を示す紙。思いやりのある行動が求められる(同市内)

県外ナンバーの車を使用する米子市在住の70代の主婦は、ゴルフ、ハイクしてほしい」と呼び掛けて

前から無理な割り込みや幅

警察相談しても…

感染者や医療従事者に対する誹謗中傷は金属性に問題視され、4月下旬には鳥取県弁護士会が会長声明を発表。野口浩一会長は「ど

が目立たない夜に出掛け寄せられることが増えたという。スーパーの駐車場でにらまれたこともあり、「何も悪いことをしていなければいいのに。買い物に行くのも怖くなつた」と、ナンバー

が目立たない夜に出掛け寄せられることが増えたという。スーパーの駐車場でにらまれたこともあり、「何も悪いことをしていな

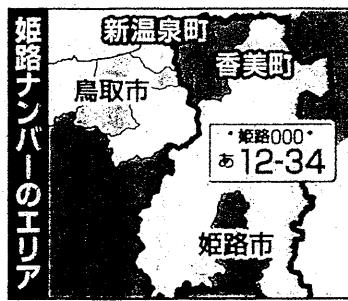


生活圏鳥取で嫌がらせ

「姫路ナンバー」実は隣接町民

被害頻発 「人の目が怖い」

ず、肩身の狭い思いを強い
られている。



姫路ナンバーのエリア

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、都道府県をまたぐ不要不急の往来が5月中は継続され、県外ナンバーの車に厳しい視線が向けられている。しかし、県境に住む住民にとって隣県も生活圏内。鳥取県に隣接する兵庫県美方郡の住民は以前のようない自由な行き来ができる

された4月以降、鳥取県東部で、姫路ナンバーの車が

「はよ帰れ」とスプレーで落書きされた▽「自肃しよう」と書かれた紙を貼られた▽あり運転をされたなど

盛んな「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」の一部。通勤や買い物、通院のエリアであり、親戚関係などの関わりも深い。両町を含めた但馬地域では新型コロナの感染者は確認されていないが、車のナンバープレートが「姫路」であることから、嫌がらせや落書きなどをする「自肃警察」の標的にされる事態も起きている。

本紙に寄せられた情報によると、兵庫や大阪など7都府県に緊急事態宣言が出

したり傷を付けると器物損壊罪に問われる可能性があるよう態勢を強化しており、同署の谷村剛副署署長は

「被害に気付いた時には、

「すぐに対応でき」

「すぐに相談してほしい」と呼び掛けている。

(松本妙子、佐々木駿)

新型コロナウイルス感染症の陽性患者に対し、鳥取県内でもインターネットの匿名掲示板や会員制交流サイト(SNS)で虚実が定かでない個人情報が拡散され、誹謗中傷が書き込まれている。インターネット上の「うした書き込みは、何より人権を侵害する可能性があり、何より人権を侵害する。誹謗中傷の常態化は、感染の疑いがあつても名乗り出にくい雰囲気つくることになり、識者は「結果的にクラスター(感染者集団)の多発につながること」を嘆きあらす。(浜田匡史、田子薫樹)

人権侵害、法的リスクも

特に問題となっているのが、県内での感染確認4例目となった鳥取市で公表されたこととあって心ない攻撃が繰り返されている。

男性保育士が勤務する施設に子どもが通っていた保護者は「先生がどれだけ子どもたちのために取り組んでおられたか」と指摘。「感染によって心が追い詰められたり、完治しても後ろめたさを感じたり、人生が大きく変わってしまうのはおかしいし、絶対あってはならない」と憤る。

自衛意識の延長がネット上の中傷につながっているとの見方もある。

3、4月に誹謗中傷による人権侵害

ネットで患者中傷やめて

心ない攻撃

をやめよう声明を発表した眞弁護士会の野口浩一会長は「軽い気持ちで投稿しているのだろう。法的なり」と心ない攻撃が繰り返されている。

県内2例目となる例目の感染者の行

ないのでは」と話す。内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪、信用毀損罪に問われる可能性があるほか、民事でも慰謝料を払わなければならぬことがあると説明。書き込んだ人物を発信者情報開示請求などの法的な手続きで特定する」と可能だという。

動歴があつた米子市でもネット上でデマや嫌がらせが続いており、伊木隆司市長は「感染した人や家族、職場を弁護することで、感染していくも屬そうとする人が出てくる」と危惧。感染事実や行動歴を隠すことは不可能だといふ。

秘匿を懸念

次に感染を招くことにつながりかねず、人権尊重の視点からも誹謗中傷をやめるよう呼び掛ける。

誹謗中傷で問われる可能性のある罪	
名誉毀損罪	真実か否かを問わず事實を公然と示し、人の名譽を損なわせた場合。刑法では3年以下の懲役か禁錮、または50万円以下の罰金。
侮辱罪	事實を示さなくとも、公然と人を侮辱した場合。刑法では拘留または科料。
脅迫罪	生命や身体、自由や名譽、財産などに被害を与えると伝えた場合。刑法では2年以下の懲役または30万円以下の罰金。
信用毀損罪 業務妨害罪	うそのうわさを流したり、だましたりして、人の信用を損なわせたり、業務を妨害したりした場合。刑法では3年以下の懲役または50万円以下の罰金。

名乗れぬ霧囲気 感染拡大一因に

動歴があつた米子市でもネット上でデマや嫌がらせが続いており、伊木隆司市長は「感染した人や家族、職場を弁護することで、感染していくも屬そうとする人が出てくる」と危惧。感染事実や行動歴を隠すことは不可能だといふ。

次に感染を招くことにつながりかねず、人権尊重の視点からも誹謗中傷をやめるよう呼び掛けた。

県感染症対策本部のアドバイザーを務める鳥取大医学部の景山誠一教授(ウイルス学)は、「これまで県内で5回の感染事例がありながら、それらの感染者が1人に抑えられている」として「百点満点とは言えないかもしれないが、対策はうまくいく」と評価。背景に患者らが行っている」と評価。背景に患者らが行政の調査に誠実に対応したことがあると強調し、敬意を表す。ネット上で心ない言葉が飛び交う現状に対しても「新型コロナを機会に、病気になつた人を誹謗中傷しない」という考え方を新しい生活習慣に加えてもらいたい」と求める。

鳥取県の新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見への対応

1 これまでの取組

(1) 鳥取県HP（とりネット）での呼びかけ

人権への配慮、差別・偏見・誹謗中傷禁止に関するお願い事項

新型コロナウイルス感染症と闘っている患者の方、感染リスクを抱えながら命と健康を守る医療行為を行っている医療関係者、社会経済活動を維持する上で不可欠な仕事に従事している職種の皆様がいます。

これらの方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。公的機関の正確な情報に基づき、冷静な行動に努めるとともに、これらの方々をみんなで応援しましょう。

また、生活圏が鳥取県内である方も含め、通勤、通院、介護、買物、出張等で、県外から来県される方がいますが、これらの方々に対する嫌がらせや誹謗中傷に関する相談が寄せられています。

これらの方々に対する差別、偏見、誹謗中傷も決して許されるものではありません。県外ナンバー車などへの親切心を鳥取県民の誇りとしましょう。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気です。また、我々が闘うべき相手は、人ではなくウイルスです。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

人権・同和対策課：新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を防ぐために

1. 偏見や差別は、公衆衛生上の脅威

偏見や差別は、その対象となる人々の心身の健康にダメージを与えるだけではありません。

差別を恐れて病状を隠したり、感染者が濃厚接触者の追跡調査に協力しなければ、感染を広げてしまったり、感染拡大を防ぐ活動の障害になり、感染症の封じ込めを困難にしてしまいます。また、感染症が流行する前から偏見や差別の対象になりやすい立場の人は、さらに孤立したり、適切なケアを受けられない可能性が高いことに注意する必要があります。

手を洗い、適切な社会的距離を維持することが大事なのと同じように、多様な人々やコミュニティを受け入れ、偏見や差別を防ぐことも、重要な公衆衛生上の実践なのです。

2. 私たちにできること

○確かな情報、事実を広める

正確な情報がないと、人は偏見やステレオタイプ（固定概念）の影響を受けやすくなったり、歪んだ偏見が強くなったりします。感染を恐れる気持ちは誰にでもありますが、過剰な反応はかえって社会の不安をあおってしまいます。

公的機関の提供する正確な情報を入手して、危険は危険と、安全は安全と、正しく伝えることが大切です。適切な生活習慣を保ち、不安に振り回されないようにしましょう。

○感染経験者の声を広める

感染しても、ほとんどの人が回復します。感染経験者の経験を聞くことで、冷静さを保ち、安心を得ることができます。

○医療関係者等への敬意をもつ

医療従事者をはじめ、感染リスクと隣り合わせで働いている人々をたたえることで、彼らに対する批判や偏見を減らすことができます。

○根拠のない話、うわさ、ステレオタイプを正す

偏見、差別を広げるようなSNS等での投稿や、無責任なうわさ話に惑わされないようにするとともに、偏見を助長する言説や根拠のない話には異議を唱え、正していくことが大切です。

医療従事者を応援し、差別はやめましょう。医療従事者に感謝し応援する動画等

■今、伝えよう！感謝と応援の気持ちを！～コロナウイルスに立ち向かう医療従事者の皆さんへ～ (YouTube動画 2020年5月14日～)

県民の皆さんによる医療従事者の皆さんへの感謝や応援の気持ちを込めたメッセージの配信。

■倉吉未来中心 ブルーライトアップ～新型コロナウイルスと闘う医療従事者の皆さんにエールを～

倉吉未来中心において、新型コロナウイルスに最前線で立ち向かう医療従事者への感謝の思いをこめた“ブルーライトアップ”を臨時休館中の4月29日から5月6日まで行いました。

(2) 新聞広告（日本海新聞 8月1日）

**鳥取県新型コロナウイルス
感染症情報**

新型コロナ警報 鳥取県内全域に発令中！

鳥取県東部地域で新型コロナウイルスの感染者が確認されました。全国的に市中感染が広がっており、鳥取県内でも注意が必要です。鳥取県新型コロナ対策3カ条を実践するとともに、会食などで大声を出すことは控えるなど、より一層の感染予防の取組をお願いします。

新型コロナ克服3カ条

(1) 人と人、間が愛か
(2) 三つの「命」と向き合ふ (3) 命を守る行動で呼ぶ

「新型コロナウイルス感染症に感染したかも」と思ったら

発熱や風邪症状、味覚・嗅覚に違和感がある場合は、地域の医療機関を守るために、かかりつけ医を受診する前に、必ず発熱・帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

<発熱・帰国者・接触者相談センター>

地区	電話(24時間対応)	FAX(平日8:30~17:15)
東部地区(鳥取市保健所内)	0857-22-5625(8:30~17:15) 時間外0857-22-8111(上記の時間以外)	0857-20-3962
中部地区(倉吉保健所内)	0858-23-3135, 3136	0858-23-4803
西部地区(米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

人権に配慮した冷静な行動を！

県外ナンバーの自動車などが嫌がらせを受ける事例が県内で発生しています。不安や嫌悪の感情を人にぶつけ攻撃したりせず、正確な情報を確実して冷静な行動をお願いします。

感染者やご家族、医療従事者などへの
差別や偏見をなくしましょう。
病と闘う人達にエールを！

<人権相談窓口>

相談窓口	電話(平日8:30~17:00)	メールでのご相談
県庁人権局	0857-26-7677	jinmensoudan@pref.tottori.lg.jp
中部総合事務所地域振興局	0858-23-3270	
西部総合事務所地域振興局	0859-31-0649	

※お答えするまで日数を要する場合があります。

(3) テレビCM（民放3局 7月30日～8月4日）



新型コロナウイルスに注意!!

発熱や風邪症状、味覚・嗅覚に違和感が出たら
発熱・帰国者・接触者相談センターにご相談を

地区	電話(24時間対応)	FAX(平日8:30~17:15)
東部 (鳥取市保健所)	0857-22-5625 0857-22-8111	0857-20-3962
中部 (倉吉保健所内)	0858-23-3135, 3136	0858-23-4803
西部 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

人権に配慮した冷静な行動を！

とっとりタイムズ

- ① 誰でも感染しうる病気です。
- ② 感染者やご家族、医療従事者などへの
差別や偏見をなくしましょう。
- ③ 病と闘う人達を応援する気持ちを
県民の誇りにしましょう。

(4) 鳥取県人権相談窓口での相談支援

県内3か所に設置している人権相談窓口で、新型コロナウイルス感染症に関する差別等についての相談にも対応。

相談窓口	電話
県庁人権局（県庁本庁舎5階）	0857-26-7677
中部総合事務所地域振興局	0858-23-3270
西部総合事務所地域振興局	0859-31-9649

E-mailでのご相談

jinmensoudan@pref.tottori.lg.jp

(5) デマ情報、誹謗中傷等のネットサーベイランス

- インターネットサーベイランスにより、ネット上の新型コロナ感染者等に関する誤った情報、デマ情報、個人に対する誹謗中傷を隨時チェック。
- デマ情報や不確かな情報に惑わされないよう県民のみなさんに呼びかけ
- SNSや掲示板で個人を誹謗中傷する書き込み等が確認されたら、とりネット上に注意を促す文書掲示

対策を強化

被害者の訴訟時の証拠として
県で誹謗中傷等の画像や文章を保存

2 今後の広報等

- 県民宣言のPR（県民宣言の発表後）※別紙のとおり

新聞広告、SNSを使って「新型コロナからみんなを守る鳥取県宣言」のPRを実施

新型コロナからみんなを守る 鳥取県民宣言

私たちが闘う相手は、新型コロナという「病気」であり、「人間」ではありません。

私たちは、鳥取県民としての誇りを持ち、一丸となって新型コロナと闘います。

ひとりも取り残されず、誰もが安心して医療を受けられる地域環境を整え、みんな人間として、命も健康も、そして平穏な暮らしも、鳥取県民の優しい心と堅い絆で守り抜きます。

○患者・家族など新型コロナの病魔と闘う
方々を応援し、差別的扱いや誹謗中傷は
絶対に許しません！

○医療従事者をはじめ、新型コロナ治療や
社会機能維持のため頑張る方々に感謝
し、応援します！

○県外ナンバーなど県外から来ている方々
も、私たちと共に新型コロナと闘う仲間で
あり、お互いに尊重し合います！

報告の概要(令和2年3月～7月報告分)

1 被差別部落を問い合わせる電話

発生日時	令和2年6月12日（金） 午後1時20分頃に電話あり
場 所	鳥取県人権文化センター
内 容	<p>公益社団法人鳥取県人権文化センターに30～40代と思われる女性から電話があり、鳥取市河原町の3か所の地名をあげ、そこが被差別部落かどうか教えてほしいと言われた。</p> <p>【内容】</p> <p>相手: 「ネットでの部落の調べ方を教えてほしい。河原町の○○（地名）は部落か？△△（地名）、■■（地名）もあるが、ここは部落か？」</p> <p>職員: 「何のためにお知りになりたいのか？」</p> <p>相手: 「転居するので、どこが部落か知りたくて。」</p> <p>職員: 「転居地を決めるのに部落を避けようとするのは部落差別であり、お教えすることはできない。」</p> <p>相手: 「転居するのに部落かどうかが分からるのは困る。どこに聞いたら教えてもらえるか？」</p> <p>職員: 「どこであってもお教えすることはない。」</p> <p>相手: 「ネットで調べれば分かるのに教えてくれないのか？」</p> <p>職員: 「ネットで調べれば分かると思っているのに、こちらに電話されたのか？」</p> <p>相手: 「調べ方を確認しようと思って。」</p> <p>職員: 「お名前をお聞きしてもよいか？」</p> <p>相手: 「じゃあ、いいです。」（電話を切る）</p>
対応概要	<p>■対応</p> <p>○県人権局に報告</p> <p>○人権文化センター内で職員に今回の差別事象の対応について周知した。</p> <p>■今後の取組</p> <p>○今後、人権文化センター内で、差別事象が発生した場合の対応について改めて方針を確認し、共有する</p>

2 被差別部落に関する電話について

発生日時 及び場所	南部町役場 令和2年6月5日(金) 午後3時30分頃 大山町役場 令和2年6月18日(木) 午後2時30分頃
内 容	<p>米子市在住の60代男性(Kさん)から南部町役場及び大山町役場に交際相手の出身地が被差別部落ということが心に引っかかるとの電話があった。</p> <p>【南部町役場】 (6/5) 米子市在住の60代男性(Kさん)から南部町の教育委員会事務局総務・学校教育課に電話があり、そこから人権・社会教育課に転送。</p> <p>【内容】 (酩酊状態で、意味不明の発言もあったが、) 相手: 「現在、交際している女性がいて、大切に思っており、終生一緒に暮らしていきたいと思っている。その女性が、あるとき自分は、大山町の○○(被差別部落)の出身であると言い出した。自分は、その地名を聞いたとき、「ドキッ」とした。自分の中の差別心の現れではないだろうか。自分は差別者だ。」 と言い、落ち込んでいる様子であった。</p> <p>職員: 「ドキッとしただけでは差別者ということではないのではないか。むしろ気付けたのは、これまでの学習の成果でではないか。」 と慰めたが、相手は同じ話を繰り返し、自分を責めて苦しんでいる様子であった。</p> <p>【大山町役場】 (6/18) 50~60代と思われる男性(後に南部町に電話をしたKさんと判明)から大山町の大山支所総合窓口に電話があり、窓口から人権推進室に転送。</p> <p>【内容】 相手: 「自分が付き合っている人に住所を聞いたら、大山町の○○(被差別部落)だと答えた。そこに住んでいるということが心に引っかかる。被差別部落は常識外。○○というところはすべて被差別部落なのか?」 職員: それには、お答えできない。それは間違った考え方である。お付き合いされている方が被差別部落出身だからと言って何か違いはあるのか。交際相手の気持ちを大切にしてほしい。</p> <p>職員との対話後、男性は「わかりました、ありがとうございました。」と言って電話を切った。</p>

対応概要	<p>■6月19日（金）</p> <ul style="list-style-type: none">・大山町と南部町で開催する人権研修会の打合せで、大山町に同和地区に関する問合せがあり、会話の中に南部町の地区名が出てきたとの話が出た。 <p>■6月22日（月）</p> <ul style="list-style-type: none">・この件について、南部町人権・社会教育課内で情報共有したところ、数日前に同様の電話を受けた職員がおり、相手が同一人物だと思われるため本人（Kさん）に連絡を取り、面談することとした。 <p>■7月3日（金）</p> <ul style="list-style-type: none">・面談し、本人（Kさん）に確認したところ、記憶があいまいであったが、電話での発言について概ね事実と認めたため、差別意識が改善されるように話し合いを行った。 <p>■今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none">○職員に今回の事象及び対応について周知を図り、人権研修への積極参加を呼びかける。（大山町・南部町）○町報により町民へも周知予定。（大山町）
------	---

差別事象検討小委員会に報告された部落差別事象の件数

年 度	件 数	差 別 事 象 の 内 容						
		結 婚	就 職	発 言	落 書	投 書	その他の	(その他の内容)
H12	26			14	10	1	1	・ホームページへの差別文書（電子メール）
H13	14			9	4	1		
H14	24			5	15	2	2	・電話での地区の問い合わせ
H15	26			14	10		2	・電話での不動産取引についての問い合わせ
H16	16			3	11		2	・ホームページの差別文書（電子メール） ・電話での地区の問い合わせ
H17	18				15	1	2	・電話での地区出身の問い合わせ ・感想文
H18	5			1	4			
H19	14			1	6	1	6	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・同和地区を差別し個人を誹謗する差別文書の配布（3件） ・差別張り紙
H20	7				6		1	・土地売買に関する地区の問い合わせ
H21	4			1	3			
H22	11			3	4	1	3	・電話による地区の問い合わせ（3件）
H23	7			2	2		3	・電話による地区の問い合わせ（2件） ・差別文書の送付（1件）
H24	9			5	3		1	・差別文書の送付
H25	4			1	2		1	・人権侵害記載封筒の投棄（1件）
H26	3			1	1		1	・電話による地区の問い合わせ
H27	2						2	・電話による地区の問い合わせ（2件）
H28	4			1	2		1	・電話による地区の問い合わせ
H29	6			2	1		3	・土地売買に関する地区の問い合わせ ・行政ホームページ意見フォームへの書き込み（2件）
H30	2						2	・電話による差別発言 ・ホームページ意見フォームへの書き込み
R1	2			1			1	・電話による地区の問い合わせ
R2	3						3	・電話による地区の問い合わせ（1件） ・電話による地区に関する発言（2件）
総 計	207	0	0	64	99	7	37	

（注）この資料は、市町村が把握し、県に報告があったものであり、県内で発生した全ての差別事象を記載したものではない。